

第4章 計画目標と実施すべき施策・措置

4-1 計画目標と実施すべき施策

- 第3章で述べた現状と課題を踏まえ、奈良県における自転車利用の将来ビジョンを掲げ、それを実現するための基本姿勢および目標を設定し、それぞれの目標に応じた実施すべき施策を定めています。
- また、各施策の実施状況を評価するため、評価指標を設定します。

<ビジョン>

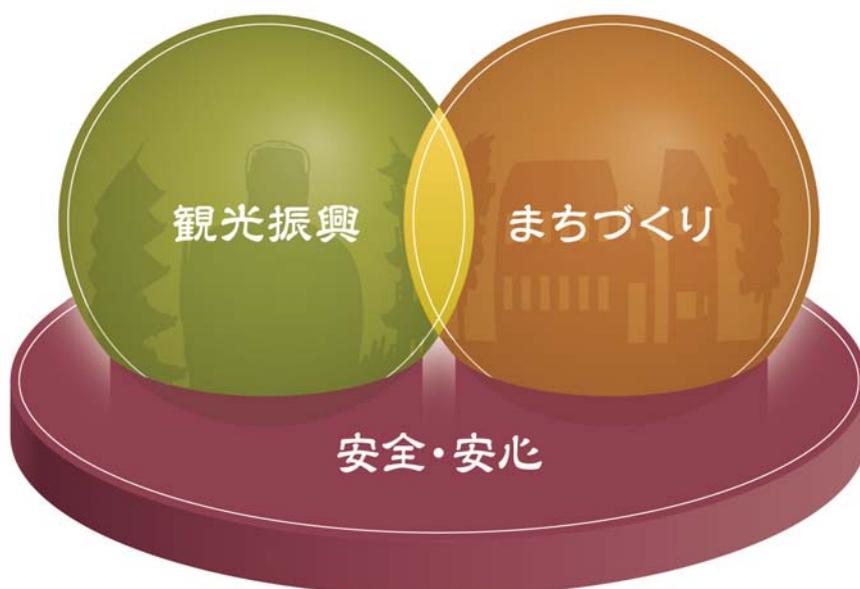
— 観光も日常もサイクリングを満喫するなら大和路 —

<基本姿勢>

全国的に有数な観光資源を有する本県の特徴を活かすため、自転車を活用した「観光振興」に取り組み、自転車利用のきっかけをつくります。

観光客のみならず、県民が移動手段として自転車を選択し、サイクリングで県内の観光地等を周遊することは、地域の歴史や文化を再認識することに繋がり、地域において自転車の活用が更に注目されることから、自転車の幅広いポテンシャルを活かした「まちづくり」に取り組み、地域における自転車利用を根付かせます。

さらに、観光振興による「非日常利用者」および、まちづくりによる「日常利用者」の自転車利用を促進するため、自転車事故のない社会の実現に向けて、その基盤とした「安全・安心」に取り組みます。





<奈良県における自転車活用の未来像>

観光振興
～巡る～

- 京奈和自転車道を軸とした広域的なサイクリングルートと自転車に優しい受入環境が有機的に機能し、世界に誇る古都奈良の世界遺産等を巡るサイクルツーリズムが楽しめる未来。

まちづくり
～賑わう～

- 自転車を利用しやすいまちづくりとシェアサイクルなどの利用環境の充実により、日常的に自転車を利用する習慣や文化が根付き、県民が健康に暮らせる未来。

安全・安心
～守る～

- 徹底した安全教育と啓発活動を継続的に取り組むことにより、安全意識や自転車マナーが向上され、自転車のみならず自動車や歩行者すべての交通安全が守られた未来。

<目標・実施すべき施策・評価指標>

観光振興 ～巡る～

未来像

- 京奈和自転車道を軸とした広域的なサイクリングルートと自転車に優しい受入環境が有機的に機能し、世界に誇る古都奈良の世界遺産等を巡るサイクルツーリズムが楽しめる未来

目標

- 自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進

実施すべき 施策

1. サイクルツーリズムの基盤づくりに向けたサイクリングルートの整備
2. サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実
3. サイクリングを楽しむための情報発信の充実

評価指標

- ✓ サイクリングルートの整備延長
- ✓ 自転車の休憩所、サイクリストに優しい宿等の認定数
- ✓ 自転車交通量（定点計測箇所）
- ✓ サイクルイベントの申込者数（県内申込者、県外申込者別）

<目標・実施すべき施策・評価指標>

まちづくり ～賑わう～

未来像

- ・ 自転車を利用しやすいまちづくりとシェアサイクルなどの利用環境の充実により、日常的に自転車を利用する習慣や文化が根付き、県民が健康に暮らせる未来

目標

- ・ まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進

実施すべき 施策

1. 自転車を活用したまちづくりの実現に向けたまちづくり連携協定に基づく取組の推進
2. 公共交通を補完するシェアサイクルの普及促進
3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実

評価指標

- ✓ 自転車通行空間の整備延長
- ✓ 自転車の利用率※
- ✓ サイクリングの実施率※
- ✓ 市町村版自転車活用推進計画の策定自治体数

※：県民アンケートを実施した上、評価する

<目標・実施すべき施策・評価指標>

安全・安心
～守る～

未来像

- 徹底した安全教育と啓発活動を継続的に取り組むことにより、安全意識や自転車マナーが向上され、自転車のみならず自動車や歩行者すべての交通安全が守られた未来

目標

- 安全で安心な自転車利用文化の醸成

実施すべき
施策

1. 自転車による安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進
2. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進
3. 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実

評価指標

- ✓ 自転車事故の発生件数
- ✓ 損害賠償保険や自転車保険の加入率※

※：県民アンケートを実施した上、評価する

4-2 実施すべき施策の具体化に向けた措置

- 自転車の活用推進に向けて、計画期間中に講ずべき措置について、以下のとおり定めます。

措置	
1	広域的な周遊観光サイクルートの整備推進
2	農村周遊自転車ルートの整備
3	奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン（H23.7）の改定
4	サイクルステーションの整備（（仮称）中町「道の駅」他）
5	サイクルステーションの利用促進
6	サイクルトレイン等の実施に向けた検討
7	自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進
8	レンタサイクルへの支援
9	タンDEM自転車の解禁
10	自転車マップの作成
11	自転車観光などの情報発信の充実
12	奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催
13	まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進
14	まちづくり連携協定に基づく無電柱化に合わせた自転車通行空間整備の推進
15	公共用地へのサイクルポート設置支援
16	鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた鉄道会社への働きかけ
17	市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）等の策定支援
18	地域内の自転車通行空間の整備推進
19	奈良県道路の整備に関する条例（県道の構造の技術的基準）の改正
20	生活道路におけるゾーン30などによる安全対策の実施
21	自転車通勤の促進
22	自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催
23	教職員向けの交通安全教室等の開催
24	自動車教習場における教育の実施
25	高齢者向けの交通安全教室の実施
26	地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
27	交通安全に関する指導技術の向上
28	自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
29	ヘルメット着用促進に向けた広報啓発
30	交通安全意識向上を図る広報啓発
31	自転車運転者講習制度の着実な運用
32	市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援
33	ドライバーに対する安全啓発の実施
34	公務員に対するルールの遵守の徹底
35	自転車損害賠償保険等への加入の周知
36	道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用
37	自転車専用通行帯での駐停車禁止の規制の実施
38	違法駐車の積極的な取締り
39	駐車監視員による違法車両の確認
40	自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施



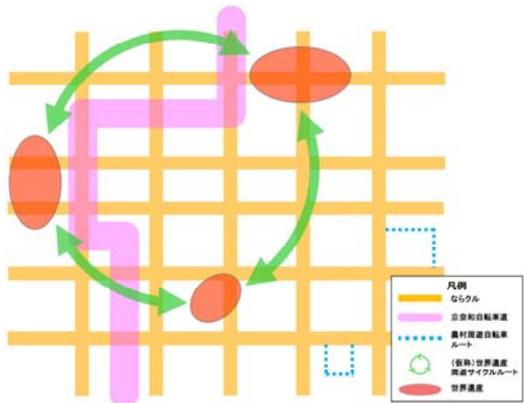
<p>措置 1</p>	<p>広域的な周遊観光サイクルートの整備推進</p>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京奈和自転車道、(仮称)世界遺産周遊サイクルート等の整備を推進する ・「京奈和自転車道」は、京都・和歌山と連携して取り組む、京都・嵐山から和歌山港に至る全長 180km の広域サイクルート。令和 2 年度の概成を目指し、案内誘導・注意喚起のサインや路面標示等の整備を推進する。 ・(仮称)世界遺産周遊サイクルートは、世界遺産等県内の観光地を周遊する広域的な自転車ルート。令和 3 年度着手を予定。
<p>実施イメージ</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>▼京奈和自転車道ルート概要</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 京奈和自転車道 ● 世界遺産 ● 観光名所 ★ サイクルングステーション </div> <div style="width: 45%;"> <p>▼京奈和自転車道のサインの実施イメージ</p> <p>案内誘導のサイン等</p> <p>整備済み区間 (大和郡山市)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>▼(仮称)世界遺産周遊サイクルートのイメージ</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> — ならクル — 京奈和自転車道 ● サイクルステーション ● 観光拠点 <p>※ 1 世界遺産暫定リスト掲載</p> </div>



措置 2	農村周遊自転車ルート整備
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の豊かな歴史文化資源や農村景観・農地を活用した、都市農村交流を促進する農村周遊自転車ルート整備を推進する。 ・令和元年度の概成を目指し、道路整備や休憩施設、案内板等の整備を実施中。
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼ルート概要</p>  <p style="text-align: center;">▼整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">(明日香村稲渕周辺) (桜井市茅原神社周辺)</p>

ならクル、京奈和自転車道、(仮称)世界遺産周遊サイクルルート、農村周遊自転車ルートの関係性について

- ならクル：奈良県における広域的な自転車利用ネットワークとして、全長約600kmのサイクリングルート(全31ルート)。
- 京奈和自転車道：京都府、和歌山県と連携し、京都府の嵐山から和歌山県の和歌山港に至る広域周遊自転車道として、奈良県域 75km。一部区間は、ならクルルートと重複。
- 農村周遊自転車ルート：県内の豊かな歴史文化資源や農村景観・農地を活用し、都市農村交流を促進することを目的として、ならクルと連動する自転車ルート。
- (仮称)世界遺産周遊サイクルルート：京奈和自転車道、ならクルルートを活用し、世界遺産等県内の観光地を周遊する広域的な自転車ルート。(詳細は、今後検討予定。)





措置 3	奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン（H23.7）の改定
内容	<p>・安全・快適でわかりやすい自転車利用ネットワークを構築するため、近年の自転車施策の変化等を踏まえ、平成 23 年 7 月に策定された「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」について、改定を行う。</p>
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼H23 ガイドライン</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="560 562 847 965"> </div> <div data-bbox="871 562 1158 965"> </div> </div>



措置 4	サイクルステーションの整備（（仮称）中町「道の駅」他）
内容	<p>・（仮称）中町「道の駅」やなら歴史芸術文化村の整備にあわせて、サイクルステーションの整備を推進する。</p>
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼（仮称）中町「道の駅」整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">出典：奈良県 HP より抜粋</p> <p style="text-align: center;">▼なら歴史芸術文化村 整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">出典：なら歴史芸術文化村整備基本計画より抜粋</p>



措置 5	サイクルステーションの利用促進
内容	・サイクルステーションの利用を促すため、情報発信の充実・強化を推進する。

▼事例：かすみがうら市交流センター

- ・休憩やメンテナンス、食事等に利用するサイクルステーション
- ・地域産品による飲食の提供、土産物販売などに加え、レンタサイクルにも対応

出典：ナショナルサイクルルート制度検討小委員会資料より抜粋

▼事例：十勝川温泉サイクルステーション（トカプチ 400）

- ・休憩やメンテナンスに利用するサイクルステーション
- ・温泉施設に併設しており、入浴も可能となっているほか、飲食（レストラン）なども利用可能

出典：ナショナルサイクルルート制度検討小委員会資料より抜粋



措置 6	サイクルトレイン等の実施に向けた検討
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・他府県のサイクルトレイン等に関する事例を収集し、実施スキームの検討を行う。 ・鉄道駅における自転車との連携方策の検討を行う。

▼事例：JR 四国 サイクルトレインしまなみ号	
<ul style="list-style-type: none"> ・JR 予讃線において、自転車をそのまま列車に持ち込めるサイクルトレインを実施 ・民間事業者と連携し、観潮船の乗船料金割引や温泉で使用するタオルセットの無料配布等の利用者特典を実施 	
出典：愛媛県 HP より抜粋	
▼事例：JR 東日本 B・B・BASE	
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を解体せずに運べるサイクルラック、ビンディングシューズでも滑らない床面等を設置 ・予約 HP では、サイクルトレインを活用したモデルコースを紹介 	
出典：地方版自転車活用推進計画の手引きより抜粋	

▼事例：「りんりんスクエア土浦」（JR 土浦駅）（鉄道駅で自転車との連携）	
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅と直結した駅ビル内に周辺観光情報や宿泊情報の提供、レンタサイクル、コインロッカー、屋内ラック、宅配ロッカー、シャワー等を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▼観光情報や宿泊施設情報の提供
	
	<ul style="list-style-type: none"> ▼レンタサイクル
	
出典：ショナルサイクルルート制度検討小委員会資料	



措置 7	自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・車で来られる県外・県内のサイクリストの利便性向上を図るため、大型商業施設などと連携し、(仮称)サイクリストにやさしい駐車場の認定を推進する。 ・「自転車の休憩所」、「サイクリストにやさしい宿」等の施設認定を推進するとともに、自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を検討する。
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼ (仮称) サイクリストにやさしい駐車場のイメージ</p> <p style="text-align: center;">▼現在の認定施設の分布</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="430 1294 782 1736"> <p>▼自転車の休憩所 (194 箇所)</p> </div> <div data-bbox="893 1294 1292 1736"> <p>▼サイクリストにやさしい宿 (60 箇所)</p> </div> </div>



▼自転車の休憩所の事例：しまなみサイクルオアシス

- ・トイレや空気入れの提供にあわせて、地元情報パンフレット等の情報発信を実施
- ・パンク修理や自転車搬送を行うレスキューポイントを設定
- ・地域の交流の場としても活用されている



出典：しまなみサイクルオアシス HP より抜粋

▼自転車の休憩所の事例：コナステイ伊豆長岡

- ・自転車預かりや自転車配送サービスに加え、メンテナンススペースの提供や自転車の洗浄サービスを実施



出典：コナステイ伊豆長岡 HP より抜粋

▼自転車の休憩所に関する事例：滋賀県 ビワイチサイクルサポートステーション

- ・県内の事業者や施設、観光協会などの協力を得て、サイクルステーションに統一のロゴマークやサービスのピクトグラム表示を実施



出典：+cycle HP より抜粋

▼サイクリストやさしい駐車場の事例：ビワイチ用の無料駐車場

- ・ピエリ守山は、ビワイチ用の無料駐車場を提供



出典：ピエリ守山 HP より抜粋



措置 8	レンタサイクルへの支援
内容	・自転車による周遊促進に向けてレンタサイクルポートの場所及びサービス内容の情報発信を行い、レンタサイクルの支援を検討する。

▼事例：ジャイアントストアびわ湖守山 E-BIKE レンタサイクル

・ジャイアントストアびわ湖守山では、ロードバイク、クロスバイク、キッズバイクに加え、e-BIKE のレンタルを実施



出典：GIANT STORE HP より抜粋

▼事例：しまなみ海道のレンタサイクル

- ・尾道市・今治市が運営する 15 箇所のターミナルでレンタサイクルを貸出、乗り捨てが可能
- ・R 1.7 から E-bike のレンタルが開始
- ・レンタサイクルを利用し、かつ、ヘルメットを着用し、「サンライズ糸山」を出発して「尾道港」まで自転車で完走した場合、完走認定証を配布

▼E-BIKE(レンタル)



▼完走認定証



出典：サンライズ糸山 HP



措置 9	タンDEM自転車の解禁
内容	・タンDEM自転車の公道走行の解禁に向けて検討する。

▼事例：茨城県のタンDEM自転車の公道走行の解禁

・平成 31 年 4 月 1 日から、茨城県では、タンDEM自転車の公道走行が可能。

**平成31年4月1日から
タンDEM自転車
の公道での2人乗りが可能!!**

※ 茨城県道路交通法施行規則の一部改正（平成31年4月1日施行）

<p>タンDEM自転車とは？</p>  <p><small>複数のサドルとペダルを有し、乗者が前後に乗車し、駆動することができる自転車です。構造上、道路交通法で定める「普通自転車」には含まれません。</small></p>	<p>何が変わったの？</p> <p>○ 今までは、道路法に於ける自転車専用道路中自転車歩行者専用道路においてのみ、乗者が乗車する形での走行が可能でした。</p> <p>○ 今後は、茨城県内の全ての公道において、2人乗り用タンDEM自転車での2人乗り走行が可能です。</p> <p><small>※ 公道では必ずタンDEM自転車は、乗車方向、運転側に乗る乗車者専用車道中自転車歩行者専用道路においてのみ、乗車禁止と見做すこととなります。</small></p>
<p>公道を走行する際の注意点は？</p> <p>1) 歩道は通行できません タンDEM自転車は普通自転車には含まれませんので、たとえ右側の「普通自転車歩道通行可」の標識がある道路でも、歩道を走行することはできません。歩道の空間を空けましょう。</p> <p>2) 自転車を置く、の補助標識は適用されません 進入禁止や一時通行等の規制標識に「自転車を置く」の補助標識があっても、この補助標識は普通自転車を対象としていることから、タンDEM自転車は該当しません。</p> <p>3) 一般的な自転車と持勝手が異なります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乗降時は安定しないゆえにふらつきやすくなります。 ○ 一般的な自転車と比べて変換が激しくなるので小回りがかかります。 ○ 重量が重いのでブレーキの効果が弱くなります。 <p><small>※ 公道を走行する前に、交通ルールを確認しましょう！ ※ タンDEM自転車の特性を理解し、交通事故防止に努めましょう！</small></p>	

出典：茨城県県警 HP



措置 10	自転車マップの作成
内容	・自転車利用者にとって有益な情報を掲載したマップの作成を検討する。

▼事例：堺市 自転車地図

・サイクリングコースやサイクルポート、自転車店、コンビニエンスストア等、自転車利用者にとって有益な情報を掲載



出典：堺市 HP より抜粋

措置 11	自転車観光などの情報発信の充実
内容	・ホームページのリニューアル等により、奈良のサイクリングの魅力を国内外に発信するとともに、自転車利用者にとって有益な情報の掲載を推進する。

▼事例：しまなみジャパン

・FacebookとInstagramを通じて、しまなみの魅力やイベントなどの情報を配信

・地元情報誌と連携して、サイクリングを楽しむモデルプラン等を紹介

・HP からしまなみ海道にある宿の予約が可能



出典：しまなみジャパン HP より抜粋

▼事例：愛媛県自転車情報ポータルサイト

・サイクルイベントやサイクリングに関する講座の開催情報を掲載

・伝統工芸に関する施設めぐりや映画のロケ地めぐりなど、テーマに沿ったマップを作成しサイト上で公開



出典：愛媛県自転車情報ポータルサイト HP より抜粋



<p>措置 12</p>	<p>奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催</p>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい風景や歴史的な景観、文化財をはじめとする多くの観光資源を活かしたイベントの開催を推進する。 ・広域的な連携も視野に入れたスポーツツーリズムの実施を検討する。
<p>実施 イメージ</p>	<p style="text-align: center;">▼現在実施しているサイクルイベント</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><山岳グランfond in 吉野></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p><ヒルクライム大台ヶ原 since2001></p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p><ツアー・オブ・奈良・まほろば></p>  </div>



措置 13	まちづくり連携協定に基づく自転車施策の推進
内容	・自転車施策に取り組んでいく市町村を拡大させていくとともに、既にまちづくり連携協定に自転車施策を位置付けている市町村については、奈良県の自転車活用推進に向け、協働しながらプロジェクト実施を推進する。

措置 14	まちづくり連携協定に基づく無電柱化に合わせた自転車通行空間整備の推進
内容	・まちづくり連携協定に基づく無電柱化を推進していくとともに、無電柱化の実施路線においては道路空間を活用した自転車通行空間の整備を検討する。
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼県内における無電柱化の取り組み状況（大宮通り）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="text-align: center;"><p>整備前</p></div><div style="font-size: 2em;">▶</div><div style="text-align: center;"><p>整備後</p></div></div>



措置 15	公共用地へのサイクルポート設置支援
内容	・公園や県有施設内の空きスペース等、公共用地へのサイクルポート設置について支援を行う。
実施イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div data-bbox="438 481 678 560"> <p>▼奈良市中心部のシェアサイクル <奈良バイクシェア></p>  </div> <div data-bbox="726 481 973 560"> <p>▼斑鳩町のシェアサイクル <モバイク></p>  </div> <div data-bbox="1045 481 1308 560"> <p>▼斑鳩町のシェアサイクル <Pippa></p>  </div> </div>

▼事例：宮交 PIPPA	
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者が主体となり、宮崎市中心部の約 30 箇所にポートを設置 ・行政と連携し、国道・市役所等の公共用地にポートを設置 	 <p style="text-align: right;">出典：宮崎市 HP より抜粋</p>

措置 16	鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けた鉄道会社への働きかけ
内容	・鉄道事業者と連携して、鉄道駅周辺におけるサイクルポートの設置を促進していく。

▼事例：江東区臨海部コミュニティサイクル	
<ul style="list-style-type: none"> ・江東区では、まちづくり構想に基づく施策としてコミュニティサイクルの実証実験を実施 ・鉄道事業者とも連携し、鉄道駅周辺でのサイクルポート設置を展開 	 <p style="text-align: right;">出典：地方版自転車活用推進計画の手引きより抜粋</p>



措置 17	市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）等の策定支援				
内容	<p>・市町村版自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画）の策定促進に向け、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」や「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」を各市町村へ周知するとともに、県内の自転車施策に関する情報を提供し、計画策定の支援を行う。</p> <p>・令和元年 10 月末時点で、以下の 3 市町は、市町村版自転車活用推進計画の策定を予定している。</p> <p style="text-align: center;">▼市町村版自転車活用推進計画の策定予定市町村</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">策定予定市町村</th> </tr> <tr> <td>広陵町</td> </tr> <tr> <td>五條市</td> </tr> <tr> <td>御所市</td> </tr> </table>	策定予定市町村	広陵町	五條市	御所市
策定予定市町村					
広陵町					
五條市					
御所市					

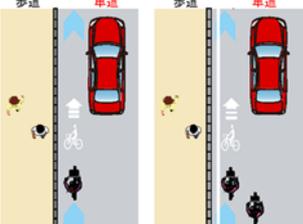
▼事例：兵庫県三田市

・自転車ネットワーク基本路線を設定し、選定条件をあてはめ、概要路線を抽出した上で、連続性に配慮し、利便性の高い「自転車ネットワーク路線」を設定



出典：地方版自転車活用推進計画の手引きより抜粋



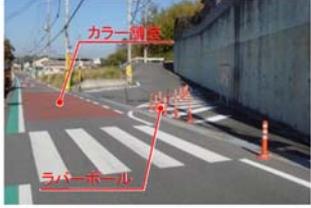
<p>措置 18</p>	<p>地域内の自転車通行空間の整備推進</p>
<p>内容</p>	<p>・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づいた、自転車通行空間の整備を行う。</p>
<p>実施 イメージ</p>	<p style="text-align: center;">▼実施状況の様子 ＜広陵町 自転車専用通行帯＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>施行前</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>施行後</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">出典：広陵町提供資料より抜粋</p> <p style="text-align: center;">▼ガイドラインに示した自転車通行空間の整備形態</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>＜自転車道＞</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>＜自転車専用通行帯＞</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>＜車道混在＞</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインより抜粋</p>

<p>▼事例：広島県福山市</p>	
<p>・自転車の走行性に配慮した排水構造にする等の安全対策を実施</p>	 <p style="text-align: right;">出典：地方版自転車活用推進計画の手引きより抜粋</p>



措置 19	奈良県道路の整備に関する条例（県道の構造の技術的基準）の改正
内容	・自転車に関する道路構造令の改正に伴い、奈良県道路の整備に関する条例の見直しを行う。
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼自転車通行帯のイメージ</p>  <p style="text-align: right;">出典：国土交通省資料より抜粋</p>



措置 20	生活道路におけるゾーン 30 などによる安全対策の実施
内容	・自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン 30」の整備や、ハンプ等の物理的デバイスの設置など、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施する。
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼実施状況の様子</p> <p style="text-align: center;"><ゾーン30整備> <生活道路対策（ハンプ・カラー舗装・ラバーポール）></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>檀原市久米町・見瀬町東地区</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大和高田市・大谷地区</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>

▼事例：佐賀市北川副地区

- ・生活道路の安全対策に関する効果把握を目的とした社会実験を平成 29 年 1 月に実施
- ・ゾーン 30 におけるハンプの整備にあわせて、自転車の通行位置のカラー化を実施



出典：佐賀国道事務所 HP より抜粋

▼事例：新潟県 栄町銀座

- ・自動車の速度抑制対策として、狭さくの設置及び路面カラー舗装を実施
- ・また、平日朝の通学時間帯における通過交通の進入対策として、ライジングボードやスムーズ歩道等の対策を実施



出典：国土交通省 生活道路の対策について

措置 21	自転車通勤の促進
内容	・企業活動における自転車通勤を拡大するための広報啓発を実施する。

▼事例：愛知県豊橋市

・エコ通勤奨励の事業所や、有識者による講演等で、市内事業所に自転車通勤推進のポイントを周知



出典：地方版自転車活用推進計画の手引きより抜粋



措置 22	自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催
内容	・自転車に乗り始める子供と保護者を対象として、親子交通安全教室の開催を検討する。

▼事例：川崎市幸区 PTA 協議会による親子自転車交通安全教室

・川崎市幸区 PTA 協議会では 5 年前から、神奈川県警察幸警察署・川崎市幸区交通安全対策協議会・川崎市幸区区役所危機管理担当から講師を招き、毎年 1 回 7 月に、区内の小学校の校庭で『親子自転車交通安全教室』を開催



出典：川崎市自転車安全教育

▼事例：ウィーラースクール（京都府南丹市）

・ウィーラースクール (wielerschool) とは、ベルギーで盛んに行われているスポーツ教育の一つである一般的な「自転車教室」

・日本における「ウィーラースクール」とは、ベルギーのカリキュラムをベースに、現在の日本の交通事情や特に自転車のおかれた環境を考慮した自転車教室

・ウィーラースクール（自転車教室）では、単に交通ルールやマナーの知識を覚えるだけでなく、自転車の文化やその歴史、仕組みの理解、そして、子どもたち自身の自転車操作技術の習得とその向上に重き

・また、子供たちが自転車を好きになること、また自転車にのることが楽しいと感じることができるよう、「自転車に乗る楽しみ」を組み入れたプログラムを子供たちに提供



出典：ウィーラースクール ジャパン HP



措置 23	教職員向けの安全教室等の開催
内容	<p>・奈良県教育委員会、奈良県安全教育研究協議会、奈良県高等学校安全教育研究会が主催となり、学校安全の中心的・指導的役割を担う教職員に対して、学校安全教室講習会等を開催する。</p>
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼実施のイメージ</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[学校安全教室講習会] --> B[安全教室の指導者の養成] B --> C[交通安全 ・自転車、二輪車等の交通安全教育] B --> D[防犯] B --> E[防災] B --> F[心肺蘇生法] C --> G[教職員の安全教育における指導力の向上] D --> G E --> G F --> G G --> H[各学校で交通安全教室の実施] H --> I[児童生徒] I --> J[安全に関する資質・能力を身に付ける] I --> K[重大事故の減少] I --> L[死亡事故発生件数の減少] </pre> </div>

措置 24	自動車教習所における教育の実施
内容	<p>・自転車利用者の保護意識の醸成を図るため、自動車教習生に対する自転車交通安全教育を実施し、自転車の通行ルール等の周知を行う。</p>



措置 25	高齢者向けの安全教室の実施
内容	・高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、高齢者向けの安全教室を実施するとともに、交通安全高齢者自転車大会等を実施する。
実施 イメージ	<p style="text-align: center;">▼高齢者向けの安全教室</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">▼交通安全高齢者自転車大会</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

年齢層別の自転車安全教育		
年齢層	主な教育内容	対応する措置
幼児	・自転車の乗り方、基本的な運転技術	措置 22：自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催
小学校低学年	・自転車に慣れる、楽しむ など	
小学校高学年	・より高度な自転車運転技術 ・左側通行、歩道通行、基本的なルール など	措置 23：教職員向けの安全教室等の開催
中学・高校	・車道通行を基本とした交通ルール・マナー ・責任の自覚と他者への配慮 ・危険の予測と回避 など	
一般成人	・車道通行を基本とした交通ルール・マナー ・責任の自覚と他者への配慮 ・危険の予測と回避 など	措置 24：自動車教習所における教育の実施
高齢者	・基本的な運転技術・交通ルール ・身体機能の衰えの影響 ・事故発生時の救護 など	措置 25：高齢者向けの安全教室の実施



措置 26	地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
内容	・地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動を推進するとともに、委員のスキルアップを目的とした講習会等を開催する。
実施 イメージ	<p style="text-align: center;">▼地域交通安全活動推進委員による指導啓発活動</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"></div> <p style="text-align: center;">▼地域交通安全活動推進委員に対する講習会（※ 委員のスキルアップ）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"></div>



措置 27	交通安全に関する指導技術の向上
内容	・交通安全に関する指導技術の向上を図るため、安全教育機器の活用等の交通安全教育の高度化や、交通安全教育担当者への講習会等を実施する。
実施 イメージ	<p style="text-align: center;">▼交通安全教育担当者講習会</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"></div> <p style="text-align: center;">▼交通関係団体等向け講習会</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"></div>



措置 28	自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
内容	・「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、自転車安全利用五則のチラシの配布等により、自転車の通行ルールを周知する。
実施 イメージ	<p style="text-align: center;">▼チラシ等を活用した広報啓発</p>  <p style="text-align: center;">▼自転車安全利用五則のチラシ</p> 



措置 29	ヘルメット着用促進に向けた広報啓発
内容	<p>・「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、ヘルメット着用促進に向けた広報啓発を実施する。</p>
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼実施状況の様子</p> 

▼事例：愛媛県 高校生自転車ヘルメット	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から自転車通学時や部活動、学校行事等におけるヘルメット着用を自転車通学の許可要件とし、同年 7 月から県立高校生等によるヘルメットの完全着用をスタート ・ヘルメットを選ぶ際に生徒の意見を取り入れ、スポーツタイプのヘルメットが採用。製品安全協会の SG マークを取得しており、安全性を確保しながら従来のヘルメットより半分近くも軽量化。色は白・黒・紺の 3 色で上半分が白で下半分が黒というデザインも選択可 ・現在、県立学校では通学時の着用率は 100% 	 <p style="text-align: right;">出典：愛媛県HP</p>



措置 30	交通安全意識向上を図る広報啓発
内容	<p>・「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、交通安全意識向上を図る広報啓発を実施する。</p>
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼実施状況の様子</p> 

措置 31	自転車運転者講習制度の着実な運用
内容	<p>・チラシ配布等により、自転車運転者講習制度の周知を行うとともに、奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催等を通して、自転車運転者講習制度の周知徹底を図り、一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用を実施する。</p>
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼自転車運転者講習制度に関するチラシ（両面）</p>  <p style="text-align: center;">▼奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催</p> 



措置 32	市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の実施する自転車の安全対策の実施に向けた支援を行う。 ・学校等が実施する自転車の安全対策に関する共通の指導教材の支援などについて、検討を行う。

▼事例：横浜市の「ハマチャリルール」

・横浜市では、自転車の利用ルール、利用時の心構え、自転車保険加入の必要性等決めことを「ハマチャリルール」として整理




出典：横浜市HP

▼事例：北九州市の自転車検定

・北九州市では、年代別交通安全教育プログラムが策定

・その一環として、中学2年生を対象に、自転車に関する交通ルールと問題集を配布




出典：北九州市HP



措置 33	ドライバーに対する安全啓発の実施
内容	・関係機関と協力し、ドライバーに対し、安全啓発を実施する。

措置 34	公務員に対するルールの遵守の徹底
-------	------------------

内容	・公務員に対する自転車通行ルールの周知や自転車の正しい乗り方の実践教育等により、ルールの遵守の徹底を図る。
----	---

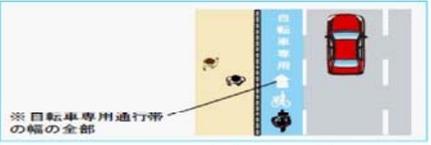
実施 イメージ	▼公務員（教職員）に対する交通安全教育
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
	▼公務員（国県市町職員）に対する交通安全教育
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>



<p>措置 35</p>	<p>自転車損害賠償保険等への加入の周知</p>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」や「奈良県交通安全計画」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入を促進する。 ・自転車損害賠償責任保険加入に関するチラシ・ポスターの作成や、県広報誌「県民だより奈良」及び新聞各紙への記事掲載等により、保険加入の周知を行う。
<p>実施イメージ</p>	<p>▼自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のポスターのイメージ</p> <p>▼自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のリーフレットのイメージ</p>



措置 36	道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用
内容	・道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。
実施イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>▼県庁西交差点（スクランブル交差点）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>▼奈良市中山町大淵池（一時停止規制）</p>  </div> </div>

措置 37	自転車専用通行帯での駐停車禁止の規制の実施
内容	・自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、駐停車禁止の規制の実施を検討する。
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼実施状況の様子</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  </div> <div style="width: 50%;">  </div> <div style="width: 50%;">  </div> <div style="width: 50%;">  </div> <div style="width: 50%;">  </div> <div style="width: 50%;">  </div> </div>



措置 38	違法駐車の積極的な取締り
内容	・悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車に重点を置いた取締りを積極的に推進する。
実施 イメージ	<p style="text-align: center;">▼道路交通法に基づく、運転者責任・使用者責任追及の流れ</p> <p style="text-align: center;">【責任追及の流れ】</p> <p style="text-align: center;">※ 放置駐車違反を繰り返した場合、車両の使用制限命令を受けることがあります。 (使用者責任の場合は、運転免許の行政処分点数は付加されません。)</p>

措置 39	駐車監視員による違法車両の確認																																																
内容	<p>・駐車実態等を踏まえて策定した駐車監視員活動ガイドラインに沿って、駐車監視員による放置駐車違反車両の確認を推進する。</p>																																																
実施イメージ	<p style="text-align: center;">▼「駐車監視員活動ガイドライン」(奈良署)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">駐車監視員活動ガイドライン</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月</p> <p>◎ 趣旨 駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認措置の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収はしたりすることはありません)。</p> <p>◎ 活動方針 駐車監視員は、下記の地域、路線、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。</p> <p>◎ 留意事項 ★ 駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。 (1) 活動場所に行く途中において、悪臭性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合 (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合 (3) 随時的な悪臭、雑音等により、駐車実態の悪化が予想される場合 (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合 ★ 警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 60%;">地域・路線(区間)</th> <th style="width: 15%;">平成30年中取付件数</th> <th style="width: 10%;">活動時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">重点地域</td> <td>近鉄奈良駅周辺</td> <td>230件</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">7～20時</td> </tr> <tr> <td>JR奈良駅周辺</td> <td>617件</td> </tr> <tr> <td>近鉄新大宮駅周辺</td> <td>280件</td> </tr> <tr> <td>狭沢池周辺</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>正倉院周辺</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td rowspan="15" style="text-align: center;">重点路線</td> <td>国道369号及びその周辺道路 (今在家交差点～高天交差点～二条大路南1丁目交差点)</td> <td>182件</td> <td rowspan="15" style="text-align: center;">7～20時</td> </tr> <tr> <td>国道169号及びその周辺道路 (東行東交差点～紀寺交差点)</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>県道木津横田線及びその周辺道路 (油阪交差点～JR奈良駅前交差点～大森町交差点)</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>やすらぎの道及びその周辺道路 (法蓮中町交差点～高天交差点～八軒町東交差点)</td> <td>104件</td> </tr> <tr> <td>三条通り及びその周辺道路 (三条栄町交差点～JR奈良駅前交差点～上三条交差点～春日大社一の鳥居前交差点)</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>市道村ヶ町高畑線及びその周辺道路 (三条川崎町交差点～鳥塚町交差点～福智院北交差点～高畑交差点～春日山遊歩道入口)</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>市内循環道路及びその内側並びにその周辺道路</td> <td>149件</td> </tr> <tr> <td>奈良公園内道 (大仏前交差点～水谷橋北詰～三笠観光会館)</td> <td>46件</td> </tr> <tr> <td>県道谷田奈良線及びその周辺道路 (転轡門前交差点～法蓮中町交差点)</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>市内法蓮町奈良育英学園周辺道路 (法蓮佐保橋交差点～大徳院道記念公園～佐保小学校西門前交差点)</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>左京循環道路及びその周辺道路 (高の原駅前～平城2号公園前交差点～朱雀4丁目交差点～左京近隣公園前交差点～朱雀6丁目交差点～高の原駅前)</td> <td>88件</td> </tr> <tr> <td>高の原駅周辺道路 (高の原駅前駐車場南側交差点～平城7号線南詰交差点～サンタウン高の原駐車場西側)</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td>県道大津平城線及びその周辺道路 (朱雀1丁目交差点～左京4丁目府集境)</td> <td>59件</td> </tr> <tr> <td>自転車・軽自動車 重点地域</td> <td>近鉄奈良駅・JR奈良駅・近鉄新大宮駅周辺</td> <td>170件</td> <td>7～20時</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">奈良県奈良警察署</p> </div>		地域・路線(区間)	平成30年中取付件数	活動時間	重点地域	近鉄奈良駅周辺	230件	7～20時	JR奈良駅周辺	617件	近鉄新大宮駅周辺	280件	狭沢池周辺	38件	正倉院周辺	0件	重点路線	国道369号及びその周辺道路 (今在家交差点～高天交差点～二条大路南1丁目交差点)	182件	7～20時	国道169号及びその周辺道路 (東行東交差点～紀寺交差点)	5件	県道木津横田線及びその周辺道路 (油阪交差点～JR奈良駅前交差点～大森町交差点)	38件	やすらぎの道及びその周辺道路 (法蓮中町交差点～高天交差点～八軒町東交差点)	104件	三条通り及びその周辺道路 (三条栄町交差点～JR奈良駅前交差点～上三条交差点～春日大社一の鳥居前交差点)	17件	市道村ヶ町高畑線及びその周辺道路 (三条川崎町交差点～鳥塚町交差点～福智院北交差点～高畑交差点～春日山遊歩道入口)	18件	市内循環道路及びその内側並びにその周辺道路	149件	奈良公園内道 (大仏前交差点～水谷橋北詰～三笠観光会館)	46件	県道谷田奈良線及びその周辺道路 (転轡門前交差点～法蓮中町交差点)	29件	市内法蓮町奈良育英学園周辺道路 (法蓮佐保橋交差点～大徳院道記念公園～佐保小学校西門前交差点)	0件	左京循環道路及びその周辺道路 (高の原駅前～平城2号公園前交差点～朱雀4丁目交差点～左京近隣公園前交差点～朱雀6丁目交差点～高の原駅前)	88件	高の原駅周辺道路 (高の原駅前駐車場南側交差点～平城7号線南詰交差点～サンタウン高の原駐車場西側)	44件	県道大津平城線及びその周辺道路 (朱雀1丁目交差点～左京4丁目府集境)	59件	自転車・軽自動車 重点地域	近鉄奈良駅・JR奈良駅・近鉄新大宮駅周辺	170件	7～20時
	地域・路線(区間)	平成30年中取付件数	活動時間																																														
重点地域	近鉄奈良駅周辺	230件	7～20時																																														
	JR奈良駅周辺	617件																																															
	近鉄新大宮駅周辺	280件																																															
	狭沢池周辺	38件																																															
	正倉院周辺	0件																																															
重点路線	国道369号及びその周辺道路 (今在家交差点～高天交差点～二条大路南1丁目交差点)	182件	7～20時																																														
	国道169号及びその周辺道路 (東行東交差点～紀寺交差点)	5件																																															
	県道木津横田線及びその周辺道路 (油阪交差点～JR奈良駅前交差点～大森町交差点)	38件																																															
	やすらぎの道及びその周辺道路 (法蓮中町交差点～高天交差点～八軒町東交差点)	104件																																															
	三条通り及びその周辺道路 (三条栄町交差点～JR奈良駅前交差点～上三条交差点～春日大社一の鳥居前交差点)	17件																																															
	市道村ヶ町高畑線及びその周辺道路 (三条川崎町交差点～鳥塚町交差点～福智院北交差点～高畑交差点～春日山遊歩道入口)	18件																																															
	市内循環道路及びその内側並びにその周辺道路	149件																																															
	奈良公園内道 (大仏前交差点～水谷橋北詰～三笠観光会館)	46件																																															
	県道谷田奈良線及びその周辺道路 (転轡門前交差点～法蓮中町交差点)	29件																																															
	市内法蓮町奈良育英学園周辺道路 (法蓮佐保橋交差点～大徳院道記念公園～佐保小学校西門前交差点)	0件																																															
	左京循環道路及びその周辺道路 (高の原駅前～平城2号公園前交差点～朱雀4丁目交差点～左京近隣公園前交差点～朱雀6丁目交差点～高の原駅前)	88件																																															
	高の原駅周辺道路 (高の原駅前駐車場南側交差点～平城7号線南詰交差点～サンタウン高の原駐車場西側)	44件																																															
	県道大津平城線及びその周辺道路 (朱雀1丁目交差点～左京4丁目府集境)	59件																																															
	自転車・軽自動車 重点地域	近鉄奈良駅・JR奈良駅・近鉄新大宮駅周辺		170件	7～20時																																												



<p>措置 40</p>	<p>自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施</p>
<p>内容</p>	<p>・自転車指導啓発重点地区・路線の設定を行うとともに、重点的な取締りを実施する。</p>
<p>実施 イメージ</p>	<p style="text-align: center;">▼自転車指導啓発重点地区・路線における 自転車運転者に対して自転車の交通安全啓発の実施</p>  <p style="text-align: center;">▼自転車運転者に対する指導取締り及び指導警告の実施</p>  <p style="text-align: center;">▼配布チラシ</p> 

第5章 計画を推進するための必要な事項

5-1 関係者の連携・協力

自転車活用を推進するには、各関係者間が連携し、取り組んでいくことが重要です。

関係者間での情報の共有や連携の上、国・県・市町村、民間事業者等が一丸となって、地域の実情に応じた自転車活用施策を推進していきます。

5-2 計画のフォローアップと見直し

計画策定（Plan）、対策実施（Do）の後も、効果検証（Check）、改善（Action）の状況を継続的にフォローアップする、PDCA サイクルによるマネジメントを実施します。

計画策定後、（仮称）自転車活用推進会議を設置し、本計画に位置付けた施策についてフォローアップを行うとともに、措置の進め方などについても、有識者から意見を伺いながら進めていきます。

▼（仮称）自転車活用推進会議のイメージ

